

青森県報

第千三十七号

令和八年
三月六日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障がい課) ……一

公安委員会

- 技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課) ……一
- 指定講習機関の休廃止……………(同) ……三

収用委員会

- 収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……四

告示

青森県告示第百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年三月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 名	氏名称又は 名	指定居宅サービス事業者
株式会社 アルシング	弘前市大字中野 五丁目八の二三	主たる事務所の 所在地又は住所
訪問介護	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 所
ヘルパース テーション サクライズ	弘前市大字桜ケ 丘四丁目一の五	所在地
令和 八・四・一	指定 年月日	

指定障害福祉サ ビス事 業者	障害福祉 サ ビスの種 類	障害福祉サ ビス事業を 行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
名 称	名 称	名 称	令 和 八 ・ 三 ・ 三
主たる事務所の 所在地	共同生活 援助	グループホ ームみちの く	
企業組合 ちのくクリ ーナース	つがる市稲垣町 沼崎幾代崎四七	つがる市稲垣町 沼崎幾代崎四七	

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十二号

令和八年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」とい

う。第二条及び第十條第二項の規定により公示する。

令和八年三月六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 審査の種類、期日、場所及び項目

技能検定員 (普通)	技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (大型) (牽引特)	技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (大型) (牽引特)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)
一 令和八年七	二 三月九日 から午後五時 まで	一 三月十日 から午後五時 まで	二 三月八日 から午後五時 まで	一 三月七日 から午後五時 まで	一 三月七日 から午後五時 まで
右		右			青森市大字三内字丸山一九八の四部運転免許課
技能検定に関	技能及び知識	技能検定に関する知識	技能及び知識	技能及び知識	技能検定に関する知識

技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (大型) (牽引特)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)	技能検定員 (普通) (二)
二 三月九日 から午後五時 まで	一 三月八日 から午後五時 まで	二 三月八日 から午後五時 まで	一 三月七日 から午後五時 まで	一 三月七日 から午後五時 まで	一 三月七日 から午後五時 まで
右	右	右	右	右	右
技能及び知識	技能及び知識	技能及び知識	技能及び知識	技能及び知識	技能及び知識

	<p>四 令和八年七月二十八日午後八時から</p> <p>五 令和八年八月五日午後八時から</p> <p>六 令和八年八月十二日午後八時から</p> <p>七 令和八年八月十九日午後八時から</p> <p>八 令和八年八月二十六日午後九時から</p>	右 同
<p>技能検定員(大自二)</p> <p>教習指導員(大自二)</p>	<p>一 令和八年四月十六日午後九時から</p> <p>二 令和八年四月二十九日午後九時から</p> <p>三 令和八年五月六日午後九時から</p> <p>四 令和八年五月十三日午後九時から</p>	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識

(注) 自衛隊教習所関係者にあつては、審査の種類欄の「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査前日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二―〇〇八一)に問い合わせること。

青森県公安委員会告示第三十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の十の規定により指定講習機関株式会社ディーエス開発三沢自動車学校の行う特定講習の全部廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 廃止する特定講習

初心運転者講習(準中型自動車、普通自動車、一般原動機付自転車)

二 廃止年月日

令和八年三月六日

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年三月六日

青森県収用委員会会長 猪原 健

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表3のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和八年二月二十五日

別表1

収用しようとする部分

土地の所在	地番	地積 (㎡)		とを明渡し、収用しようとする土地の面積 (㎡)
		地積 (㎡)	実測	
		田	公簿	
		現況	公簿	

別表2

氏名	住所	権利の種類等
登記名義人(亡)岡田 賢一 法定相続人(亡)岡田 さよ 法定相続人	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘3丁目1番地28	所有権移転請求権仮登記 平成1年7月13日 第2585号受付
法定持分4分の1 関澤 由香	茨城県水戸市千波町1411番地の1	根抵当権 平成1年7月13日 第2586号受付
法定持分4分の1 平野 貴子	茨城県水戸市千波町1411番地の1	
法定持分4分の1 岡田 和歌子	東京都港区芝浦2丁目14番19-504号	
法定持分4分の1 岡田 和人	青森県青森市青葉1丁目2番地8 ロイヤル善知鳥Ⅲ-205	

別表3

氏名	住所	権利の種類等
協同組合日専連青森 代表理事 五戸 一博	青森県青森市長島二丁目18番6号	

(発行者・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭